

e-Japan を巡る制度と政策

- 誰のための電子政府 -

安延 申¹

はじめに

本稿は、個人情報保護及び政府のシステム調達の議論に入る前の入門的な位置づけである。近年、個人情報保護問題や政府システム調達問題が注目を集めている背景には、インターネット利用の急拡大、これを背景とした様々な分野における制度体系の改革や行政の電子化の進展がある。その象徴が 2001 年に策定・公表され、その後も実施計画が作成されたり、本計画の改訂が行われてきている e-Japan 戦略である。本章では、まず e-Japan 計画の全体像を簡単に概括し、次に、その中での個人情報保護法を含む制度改正の動きを大雑把に述べる。最後に、システム調達に大きな影響を与える、電子政府・電子自治体に関する政策の流れを概括することにした。

e-Japan とは

e-Japan 戦略、或いは e-Japan 計画とは、2001 年 1 月に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（通称：IT 戦略本部）において決定される、情報通信に関する重点的な計画の総称である。IT 戦略本部は、内閣総理大臣を本部長とし、全国務大臣をメンバーとするとともに、民間有識者を構成員に含んでいる。この本部は、平成 12 年に制定された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（通称：IT 基本法 平成 12 年法律第 144 号）に基づいて設置されており、また、様々な計画の策定も、同法第 26 条及び 35 条に同本部の業務として規定されている。この計画群が「e-Japan 戦略或いは e-Japan 計画」である。

このように書いても、e-Japan 戦略がどういった実効性を持つものかはなかなか実感できないのだが、実際問題としては、法律に基づいて設置され、かつ、基本的な業務実施について法的根拠を有する機関の政策立案・実行権限は、いわゆる「任意の機関」の場合と比べてかなり大きい。それは、IT 戦略本部の前身である「高度情報通信社会推進本部(1996 年設置)」が、掛け声は大きくとも際だった成果を上げられなかったことと好対照である。

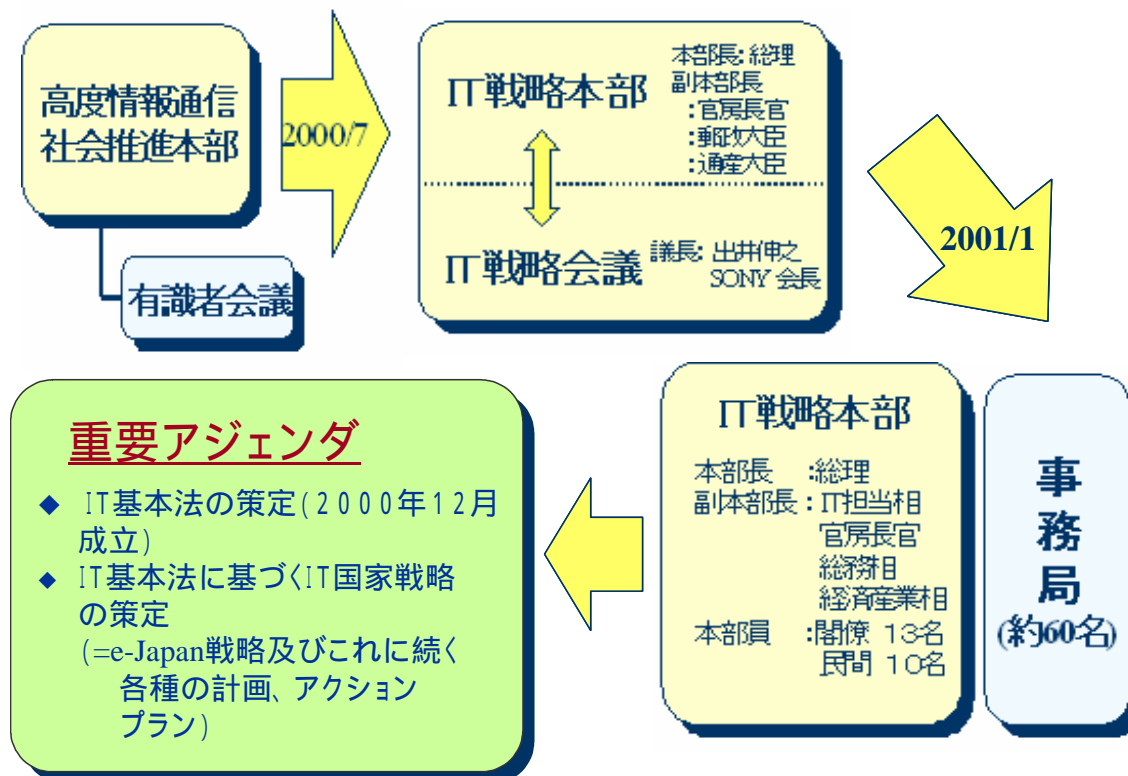
¹ スタンフォード大学スタンフォード日本センター リサーチフェロー
ウッドランド株式会社 代表取締役社長

IT 基本法の第 31 条には、IT 戦略本部の業務に関し、

1. 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2. 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

と規定されており、法律によって、その職務遂行のための権限がバックアップされている。更に IT 戦略本部は、内閣府内に 10 名を超える専任の事務局を持つだけでなく、個人情報保護、ネットワークセキュリティなどの課題に応じて、アド・ホックに事務局が創設され、業務を遂行するための体制が整えられている。今や内閣府の中で IT 政策に関与する事務局員の数は、実質的には 50 名を超えており、これは法務省の人権擁護局などよりも大きいのである。この点も前身である高度情報通新社会推進本部と大きく異なり、職務執行体制が大きく強化されていることが分かる（図-1）。

図 1 : IT 戦略に関する政府体制の変遷と機能



こうして、従来にない強力な政策実行力を持つ IT 戦略本部は次々と e-Japan に関する戦略・計画を打ち出している。その流れを概括すれば図 2 のとおりである。

図 - 2 : e-Japan に関する戦略・計画の流れ

- ◆ IT基本戦略(2000年11月27日)
 - 事実上、e - Japan戦略と同趣旨。e - Japan戦略の骨格をなすとも言える。
- ◆ e - Japan戦略(2001年1月22日)
 - 5年以内に世界最先端のIT国家を実現することを目指し、「超高速ネットワークインフラの整備と競争政策」、「電子商取引ルールと新たな環境整備」、「電子政府の実現」、「人材育成の強化」を四本柱とする国家戦略を策定する。

- ◆ e - Japan重点計画(2001年3月29日)
 - e - Japan戦略実現のための重点計画を具体的な数値目標とともに策定 (IT基本法第35条に基づく)
- ◆ e - Japan2002プログラム(2001年6月26日)
 - e - Japan戦略、e - Japan重点計画実現のための2002年度の重点政策を策定
- ◆ e - Japan重点計画—2002(2002年6月26日)
 - 2001年一年間の進捗を踏まえ、e - Japan重点計画をレビューし補完・強化したもの
- ◆ IT基本戦略 (2003/5) e - Japan 戦略 (2003/7)

e-Japan の重点と個人情報保護、住基ネット

図 2 に示すように、e-Japan 戦略とは、これらの戦略、基本計画、アクションプランの総体と呼ぶのが適当であり、単一の計画の呼称というわけではない。

この中で個人情報保護法案の策定は、2001年のe-Japan重点戦略の-2.「電子商取引ルールと新たな環境整備」の中で「エ)個人情報保護基本法案を2001年の通常国会に提出するなど消費者の信頼の確立のために必要な法的手当てを行う。」として、記述されている。元々、インターネット或いはそれに先行する情報技術の発達によって、デジタル化された個人情報については、アナログ情報に比べて複製や伝搬がきわめて容易に行えるため、なんらかの情報保護制度が必要ではないかという議論があった。しかし、アナログの世界では包括的な保護法制が存在しなかった、或いは、その必要性が顕在化していなかったにも関わらず、何故、デジタル個人情報の扱いに関しては法的規制が必要なのかと言った点は、立法論の問題として、そんなに簡単に結論がさせるものではない。このため、医療や金融、通信、司法といった特定の産業、業種、職業に関する倫理規定としての個人情報保護制度は存在したが、包括的な個人情報保護制度の法制化については、「議論が巡っていた」のが2000年頃までの実態であった。

こうした状況が一転して個人情報の包括的保護法制が立案・提出されることになったのは、2002年夏から稼働を開始した住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットを巡る論争が直接のきっかけである。住基ネットが議論を呼んだのは、このネットワークの稼働に当たって、住民基本台帳に登録される全ての個人に対して、その識別のための「住民票コード」を付与するということが法制化された（1999年法律第3号「住民基本台帳法の一部を改正する法律」）ためである。実際、今日の最新技術を用いれば、個人と住民基本台帳データを1対1で対応させるために、こうした「コード」が必要かどうかは議論のあるところだと考えられるが、いずれにせよ、事実として、この「住民票コード」の付与が法制化されたことは、「国は、このコードを利用して様々な個人情報の名寄せを行い、情報管理をするつもりではないか。」といった議論を大々的にまき起こすきっかけになってしまった。考えてみれば、この議論もかなりナンセンスで、本当に名寄せするつもりであれば、そのための方法は他にいくらでもある。「名前」、「住所」、「所属組織」、「運転免許証」、「年金番号」など個人にユニークな情報は数多く存在する。これらを組み合わせて、政府や公共団体が保有する個人情報を秘密裏に名寄せしようと思えば、技術的にはそれほど難しいことではないであろう。インターネットの検索エンジンで個人名を入力するだけで、相当な数の情報が入手できる。筆者の場合などは2000前後のサイトが1秒以下で表示されてしまうのである。別に政府を擁護するわけではないが、このように考えれば、この住民票コードの付与が、「政府が個人情報を名寄せ、管理するためのものだ」といった主張は、あまりに穿ちすぎと言うものであろう。

いずれにせよ、この住民票コードの問題をきっかけに、個人情報の取り扱いをどうするのか、その保護のための法制が必要ではないかといった議論が大々的に広がることになった。この結果として、前述の住民基本台帳法の改正に当たって、法律の附則第1条第2項において、「この法律の施行に当たっては政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずるものとする。」との規定が追加されたのである。

2001年のe-Japan基本戦略に、個人情報保護法の立案、提出が規定された背景には、以上のような政策を巡る動きが存在した。そして、2001年3月には、個人情報保護法の第一次案が提出され、今度は、ここに規定されている「個人情報保護の原則と義務、そしてその例外規定」を巡って、メディア規制ではないかといった論争が広汎に展開されていくことになるのである（この前後の経緯などはRIETI関係でも多くの議論が展開されている。例えば以下のサイトを参照されたい）。

2002年7月1日：安延 申「電子政府とセキュリティ、プライバシー」

http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0052.html

2002年9月1日：池田信夫「個人情報の過剰保護がもたらす不自由社会」

http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0055.html

2003年1月2日：池田信夫「表現の自由に差別を持ち込む個人情報保護法案」

http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0072.html

2003年4月8日：緊急アピール「インターネットを規制する個人情報保護法案に反対する」 <http://www.rieti.go.jp/it/special/appeal0408.html>

2003年5月8日：池田信夫「地球温暖化とプライバシー」

<http://www.rieti.go.jp/it/column/column030507.html>

2003年5月28日：泉田裕彦「行政機関による情報共有の不安と国家安全保障」

<http://www.rieti.go.jp/it/column/column030528.html>

2003年6月11日：池田信夫「また見送られたカルテ開示法制化 誰のための個人情報保護法か」 <http://www.rieti.go.jp/it/column/column030611.html>

以上のような様々な論争を経ながらも、個人情報保護法案は、一次案からマスメディアに対する例外規定の拡大などの修正がなされ、本年5月30日に成立した。この改正個人情報保護法案に対する評価、議論は本稿の趣旨ではないので省略するが、同法の成立によって、住基ネットも本格稼働（遠隔の市町村での住民基本台帳の写し＝住民票の取得、住民基本台帳カードの交付など）することになる。しかし、長野県の個人情報保護「本人確認情報保護審議会」が個人情報保護が不十分であることを理由に住基ネットへの接続は適当でないとの意見をまとめ、これを巡って公開討論会が行われたり（2003年8月5日）藤沢市の個人情報保護審議会が住基ネットデータの送信の差し止めを求めるなど（2003年8月1日）、依然として住基ネットと個人情報保護を巡る論争は続く気配である。

住基ネットと個人情報保護を巡る議論については、ネットワークや情報技術に関する知識不足によるのではないかと思われるようなものも多く、また、メディアの既得権益を守ろうとする、なりふり構わぬ迷走ぶりには眉をひそめたくもなる。また、政府側の「一度決めたことは何が何でも当初案の通りに実行する」という頑なな態度はあまりに硬直的で、好んで自らの立場を悪くしたいのではないかとも思ってしまうし、個人情報保護問題は、今後の様々な分野でのビジネスに関して多くの影響、拘束をもたらすと考えられ、その影響は徐々に出てくるはずである。

振り返ってみれば、こうした様々な論争は、1999年の住民基本台帳法の改正に「住民票コード」に関する規定を盛り込んだことに源を発すると言えなくもない。この規定がなければ、法律改正なしで住基ネットを稼働させることも可能だった筈である。その意味では、政府があえて「法律改正」という正面突破の形で住基ネットの構築・稼働に踏み切ったことは、よけいな議論をまきおこしただけかもしれないし、今後のインターネットの発達に抑制的影響を与えることは否定できないだろう。しかし、インターネットという匿名、管理者不在のネットワークの世界が、何の倫理観もなく無秩序に発達してきたことも事実である。こうした無秩序、倫理不在は、その反動として、どこかで劇的な管理、規制への反動をもたらすおそれがある。こうした事態を避けながらインターネットの発展を実現していくためには、それが、管理者不在のネットワークであるが故に、そこに参加する個人、組織が一定の知識と倫理観を持つこと以外の方法はないように思われる。その意味で、一見回り道のように思われる、或いは、随分と見当違いも多い個人情報保護と住基ネットを巡る様々な論争は、実は、大きな価値のあるものではないかと考えられるのである。

電子政府・自治体の構築とシステム調達

電子政府・自治体の構築が明示的に政府の政策として示されたのは、2001年に公表されたe-Japan重点計画である。この概要を図3に示すが、そこに明らかにされているとおり、電子政府・自治体の構築は、e-Japan戦略の推進に関わる5つの重点分野のうちの一つとして位置づけられている。

図 3 : e-Japan 重点計画 (2001年発表) の概要

◆世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

2005年までに1000万世帯が超高速インターネットに、3000万世帯が高速インターネットに低廉な料金でアクセス可能な環境を整備
放送のデジタル化(2003年地上波デジタル等) & 通信と放送の融合を推進
通信(放送)市場における公正競争条件の整備(非対称規制、独禁法指針など)

◆教育及び学習の振興並びに人材の育成

2001年までに全公立学校をインターネット接続、2005年度までに全クラスでPC活用等
2001年度までに550万人対象のIT講習、7000ヶ所の図書館、公民館でのIT機器導入
2005年のインターネット個人普及率60%を大幅に超過、外国人材受け入れの柔軟化

◆電子商取引等の促進

電子商取引推進のための大幅な規制改革(緩和&撤廃など)
必要な新しいルール整備(消費者保護、情報材契約、仲介者責任、紛争解決など)

◆行政の情報化及び公共分野における情報通信技術活用の推進

2003年までに情報公開をインターネットで、また電子申請を可能にするともに、
電子情報と紙情報の扱いを平等に
24時間の行政サービス提供を可能に
2004年までの入札の電子化、2002年までのペーパーレス化など
2005年までのスーパーSINET、2002年までのVICsの普及促進など

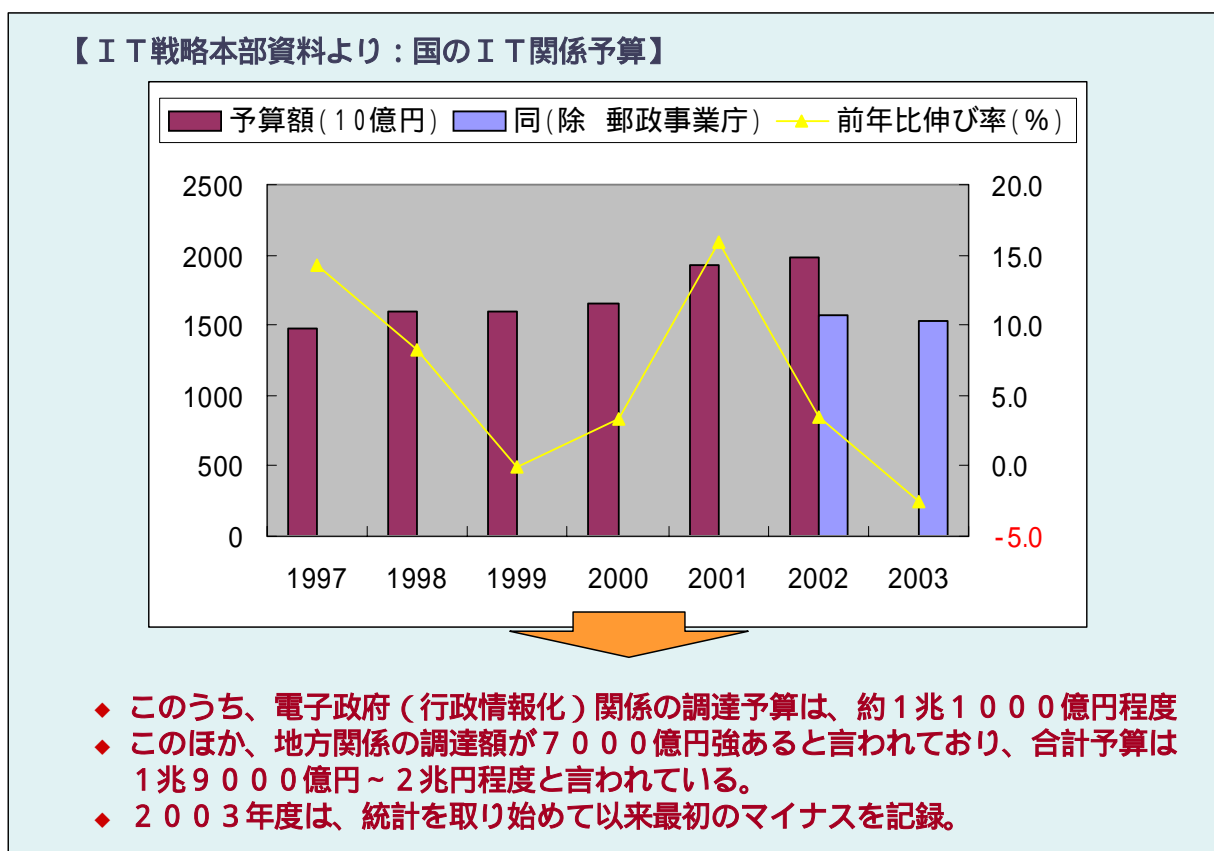
◆高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

上記を進めるための必要なセキュリティ技術開発やサイバーテロ対策
2005年までに必要な刑事基本法制の整備

当然のことではあるが、公共部門が電子化、情報化を進めれば、それに伴って政府の情報システム調達額は増加することになる(図4)。2000年のネットバブル崩壊以降、IT市場全体が縮小傾向にあった中で、2000年から2002年までのわずか2年間で政府のIT関係予算は約1兆5000億円から2兆円へと30%以上増加しており、多くのITベンダーはこの市場に殺到した。その結果として公共市場における受注競争が激化し、安値入札や大手独占と言った問題点が指摘されるようになったのである。

元々、政府のシステム調達は、一定額以上の案件はWTOの政府調達協定の対象になり、また、その調達に当たっても単年度予算の制約を受けるなど、民間部門には存在しない多くの制約が課せられている。本来、こうした制度は、「公正、安価なシステム調達」を実現するはずのものであったが、システムの大規模化・複雑化、開発の長期化が進むにつれて、逆に制度が矛盾を抱える部分も露呈されるようになってきていると言えよう。

図 4：政府の IT 関係予算の推移



政府のシステム調達問題が注目を集めるようになったのは、2001年以来の安値入札の頻発である。元々、1980年代のメインフレーム全盛時代にも、システム導入の初期段階の入札に成功すると、それ以降のシステム受注が圧倒的に有利になると言うことで、いわゆる「一円入札問題」が取り沙汰された。しかし、その後、ダウンサイジング、PC導入が急激に進展するのに伴って、一時期安値入札の問題は影を潜めていた。それが、電子政府化の流れが顕在化してきた2000年頃からインターネット利用の大型行政情報システムの調達が増加し、再度、安値入札の問題がマスコミを賑わせるようになってきたのである（図5参照）。

図 5：過去の主要な安値入札のケース

資料: 報道発表から作成	案件名	予算	落札
平成元年 公正取引委員会-14社に嚴重注意	平成元年10月 広島市水道局-地図情報システム	予算: 1100万円	落札: 1円
	平成11年8月 郵政省-郵便トータルネットワークシステム	予算: 4600万円	落札: 18万円
	平成11年10月 郵政省-総合的財務管理システム	予算: 9000万円	落札: 92万円
	平成12年1月 通商産業省-省庁間電子文書交換システム	予算: 150万円/月	落札: 3.3万円/月
	平成12年2月 自治省-省庁間電子文書交換システム	予算: 2516万円	落札: 73万円
平成13年1月 ソフトウェア開発・調達プロセス改善協議会設立	平成12年5月 郵政省-調達システム	予算: 1億5000万円	落札: 2.9万円
	平成12年6月 法務省-行政文書管理システム	予算: 3200万円	落札: 10.5万円
平成13年1月 公正取引委員会-NTTデータ、 日本IBM、日本ユニシス、松下通工4社に注意	平成12年7月 国税庁-電子納税申告システム	予算: 5億5210万円	落札: 1.05万円
	平成12年8月 建設省-行政文書ファイル管理システム	予算: 1200万円	落札: 5040円
平成13年10月 通商産業大臣大臣談話	平成13年9月 東京都-文書管理システム	予算: 8500万円	落札: 750円/月
平成13年11月 公正取引委員会-日立に警告	平成13年10月 内閣官房-サイバーテロ対策システム	予算: 9000万円	落札: 312万円
平成13年12月 ソフトウェア開発・調達プロセス改善協議会報告	平成13年10月 総務省-電子入札改札システム	予算: 1億6000万円	落札: 467万円
平成14年1月 公正取引委員会-富士通に警告	平成13年11月 金融庁-申請・手続きシステム	予算: 1億7000万円	落札: 303万円
平成14年4月 公正取引委員会-NTTデータに警告	平成14年1月 法務省-認証局関連システム	予算: 3億1000万円	落札: 500万円

この図を見れば明らかとなり、日本の大手ベンダーは、軒並み、一度は公正取引委員会から注意を受けていると言って良いような状況である。にも関わらず、最近になっても、1円とか1万円といった極端なケースこそなくなったものの、どう考えても採算割れではないかといった入札が続いている。「既に関係していたソフトウェアが流用できる」といった弁明も聞かれるようだが、民間の一般的な仕事では、一人150~200万円/月の単価を請求している大手ベンダーが、数万円~数百万円の入札額で落札しても、入札書類の作成費用にも満たないであろうから、こうした弁明の説得力は無いに等しく、結果として、日本の公共市場の50%以上が大手4グループ企業に独占され、中堅・中小企業がこの市場からは排除されるといった状況が継続している。

しかし、考えてみれば、民間部門でこのような話は聞いたことがない。当たり前の話であるが、このような極端な安値での入札をくり返していたら、納入者側は堪ったものではない。当然、綿密にコスト計算をして、収支が償い、かつ、競争相手に勝てる納入価格を必死になって計算するはずである。それでは、何故、政府の場合だけにこのような安値入札が発生するのだろうか。その理由の一つは、政府の調達の仕組みにあると考えられる。

図 6：システム調達に関わる入札関係制度（例）

1. 政府調達に関する協定及び特例政令

国の場合 1400万円、地方の場合、2900万以上の調達案件は「政府調達に関する協定」の対象となる。
また、限定入札（随意契約）によることができる場合は、緊急の必要がある場合及び**既存契約と一連の調達である場合**を除き、次の2つの場合に限定されている。

(1) 政府調達に関する協定（第15条 限定入札）

製品又はサービスが、美術品若しくは特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものであるため又は技術的な理由により**競争が存在せず**、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、**他の合理的な代替の製品若しくはサービスがない場合**。

契約が、設計コンテストの受賞者と締結される場合。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（第10条 特定調達契約）

他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。（以下略）

2. 総合評価一般競争入札（地方の場合の例）

(1) 地方自治法施行令167条の10の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、**当該契約がその性質又は目的から（価格のみによる競争入札）により難しいものであるときは**、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、**価格その他の条件が当該団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者**とすることができる。（「**総合評価一般競争入札**」という。）

(2) 地方自治法施行令167条の10の2の3

総合評価一般競争入札を行おうとするときは、**あらかじめ**、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該団体にとって最も有利なものを決定するための**基準（「落札決定基準」という。）を定めなければならない。**

(3) 地方自治法施行令167条の10の2の4

総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令の定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

ここに示されているとおり、

政府の入札は、原則として「一般競争入札（＝一番安い価格で応札した者を落札者とする）」のが原則であり、

その例外が認められるのは、「既存の契約と一体の場合」、「著作権や技術の問題で、他に競争相手がいない場合」、「コンテストで優勝したような場合」の三つしかない。このうちの後2者については、別にそれほど問題にはならない。問題は一番目で、既存の契約と事実上一体をなすようなプロジェクトの場合には、競争入札によらない（＝随意契約もあり得る）のである。

ところが、政府の予算は、公共事業などの一部の例外を除いては、「単年度予算の原則」に厳しく拘束されている。この例外を認めようと思えば、当該プロジェクトに関する債務負担（＝複数年度支出）を、財務省及び国会（地方公共団体の場合は財政部局及び地方議会）の了解を取らなければならないが、借金を嫌う財政当局が容易に認めないの言うまでもない。

という問題がある。このため、複数年度にまたがるような大きなプロジェクトの場合には、初年度に、思い切り安い値段で落札し、以降は、「一体となったプロジェクトである」という理由で、随意契約に持ち込み、思い通りの価格をつけることができれば、全体としては、きちり儲けは取れると言うことになる。これが、電子政府の推進とともに、安値入札の頻発が目立つようになった一つの理由であると考えられる。

こうした安値入札がくり返されるようになれば、当然、資金力の小さい中堅以下のITベンダーは市場から閉め出されるようになる。独禁法で言う、Predatory Pricing(略奪価格)に近い状況である。しかも、結果としてのシステム費用は決して安くならない。企業は利潤を追求するわけであるから、随意契約で独占的地位が保証されれば、当然、翌年度以降の納入価格を引き上げ、初年度に失った利益を取り返そうとすることになんの不思議もない。実際に、初年度1万円で落札されたプロジェクトの後年度支出が10億円に近くなったといったような例も報告されている。

しかし、利潤追求は、それが違法でない限りにおいて企業が株主に対して負っている義務なのだから、安値入札を行った後で随意契約で高い金額を請求したからと言って、これを非難することも適当ではない。企業だけを責めてみても、何も有意義な解決策は出てこない。むしろ、安値入札の原因を創っている制度の見直しが最初に行われるべきであろう。

こうした状況を背景として、国、地方それぞれのレベルで調達制度見直しの動きは急であるが、全体として言えば、地方の方が現状では進んでいる。例えば、総合評価制度による複数年契約の導入事例などが、幾つかの都道府県で出現しているが、中央政府では、まだ実現していない。

【参考：先進自治体の例】

大阪府：http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/ssc_rakusatsu.html

東京都：<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/indexPbi.jsp>

三重県：<http://www.pref.mie.jp/SKAIKEIS/gyousei/2003070322.htm>

偶然ではあるが、筆者はこれらの先進事例にそれぞれ関わりを持っている。三重県では、本年3月まで顧問を務めていたし、大阪府の入札には情報担当の参与兼評価委員長として直接関わり、岐阜県のケースでは、筆者の会社も開発側として参加している。

その経験に基づいて言えることは、こうした「改善入札方式」が実施されたと言っても、これは、「ゴール」ではなくて、あくまで「スタート」であるということである。実際、こうした新しい方式によるシステム調達を実施されたと言っても、その結果はまだ出てはいない。しかも、入札結果の評価などにも大きなバラつきが見受けられる。旧来のままの、一円入札 高額の随意契約というパターンは論外であり、改められるべきことは言うまでもないが、これを総合評価&複数年契約に改めただけで事態が全面的に改善されるわけではない。あまりに大きなシステム開発を一挙に入札しようとする、いくら共同企業体の参加を認めても、資金的に中小企業の参画は容易ではないし、また、仕様書を細かく特定することは、透明性を高めることにはなるが、一方で「工夫の余地」を限定してしまう。

情報システムの入札に当たって重要なことは、もっとも目的に合致する適切なシステム開発が、適切な価格で構築されることである。今後は、こうした先行的な取り組みをしてきた自治体の経験を共有し、情報交換を行いながら、更に調達制度を改善していくことが必要であろう。また、入札改善において地方の遙か後塵を拝している国においては、一刻も早く、少なくとも先進自治体なみの入札制度改善を実現することが望まれるところである。

おわりに

以上、e-Japan という大きな政策的な枠組みの中で、個人情報保護と住基ネット、電子政府・自治体の構築と政府システム調達の問題がどのような背景で登場してきたかを概括した。言うまでもないが、政府の情報通信政策に関わる問題は、ここで取り上げたものよりも遙かに広汎である。しかし、ここで取り上げた二つのテーマが e-Japan や電子政府を巡る当面の大きな課題であることは事実であり、今回寄せられた様々な論文は、これらの問題を考える上で非常に有益な視点を提供してくれている。これらの論文が情報通信政策を巡る諸課題の議論を深め、その発展に貢献することを期待したい。